

## 五監公告第19号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年11月19日

五泉市監査委員

浅井 昇  
剣持 雄吾

### 1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

### 2. 措置を講じた団体等

五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境改善センター・さくらんど物産直売所  
(指定管理者 さくらんど温泉運営グループ)

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

### 3. 監査の期間

令和7年8月29日～令和7年9月26日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	<p>警備業務等の再委託の契約書において、契約期間の自動更新条項がある契約が締結されている。後年度予算の裏づけのない契約では、自動更新条項を設けられないことから、速やかに契約変更の対応をされたい。</p> <p>自動更新条項については、過去に実施した別の指定管理者監査における指摘事項であるにもかかわらず、周知徹底がなされていないと見受けられる。商工観光課が主管課となっている他の指定管理施設において同様の契約を行っていないか改めて点検し、再発防止に努められたい。</p>	<p>警備業務等の再委託について、更新せずに今年度で契約を終了する旨相手方に通知し、契約変更いたしました。</p> <p>他の指定管理施設についても再委託の契約書を再度点検し、自動更新条項がないことを確認いたしました。</p> <p>今後は、このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
②	<p>指定管理者制度運営上の重要項目であるモニタリングの機能が市と指定管理者双方とも十分に果たされていない。適切かつ定期的なモニタリングにより状況把握、課題抽出を行い、安定的な管理運営、良質なサービスの提供、経営の健全化に努められたい。</p> <p>併せて、指定管理者が提供する業務の水準を確認するため市が行う実績評価について、管理運営に係る透明性の確保のため、業務仕様書に記載のとおり評価結果をホームページ等により公表されたい。</p>	<p>モニタリングを実施した際はその都度、月次報告書に記載するよう指定管理者へ指導を行いました。</p> <p>市が行う実績評価について、ホームページで公表いたしました。</p> <p>今後はこのようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。</p>